

半田小学校いじめ防止基本方針

半田市立半田小学校
令和8年4月3日

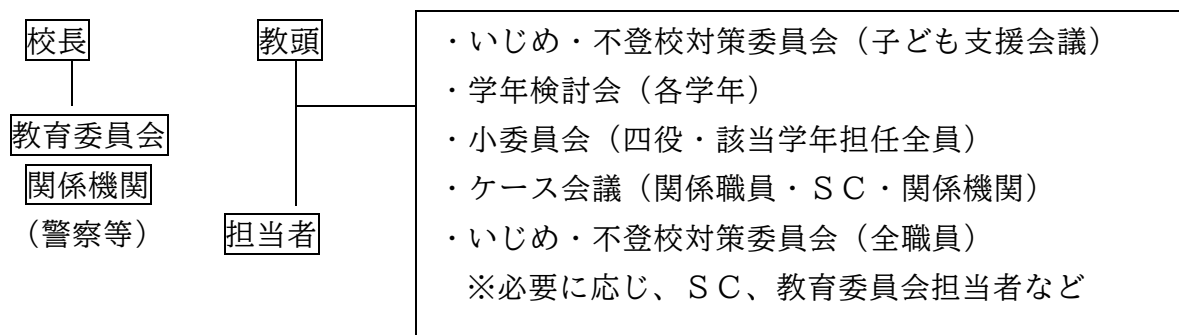
1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) 被害児童の保護・援助を第一に考える。
- (3) 加害児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) いじめの当事者同士だけでなく、周囲の児童への指導も徹底する。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会（子ども支援会議）」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員だけで抱え込むことのないよう、組織として対応する。



3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ア いじめ問題を自分のこととしてとらえ、自ら活動できる集団を作る。
- イ 道徳・特別活動等を含むすべての教育活動を通して、規範意識や人権意識の高揚を図る。
- ウ 学校生活での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- オ いじめ問題への取組を定期的を確認し、未然防止・改善・充実を図る。
- カ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備と充実を図る。
- キ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携協力体制を深める。

(2) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているととらえ、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

ア アンケート調査を年2回（5年保管）実施し、それを基に教育相談を年2回行い、子どもの悩みに耳を傾ける。アンケート結果は、複数の目で点検を行う。

イ 日常の観察などを通して、子どもの行動を注視する。

ウ 連絡帳、電話連絡や家庭訪問、PTA活動などを通して、保護者と情報を共有する。

エ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、地域と日常的に連携する。

オ タブレット端末において、配信されている教育委員会サポートページを周知し、活用する。

(3) いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、迅速に適切な対応を行う。

ア 被害児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

イ 学級担任等だけで抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

ウ 加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を促す。

エ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して、協力を求める。

オ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直しを行い、実効性のあるものとなるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員、児童、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

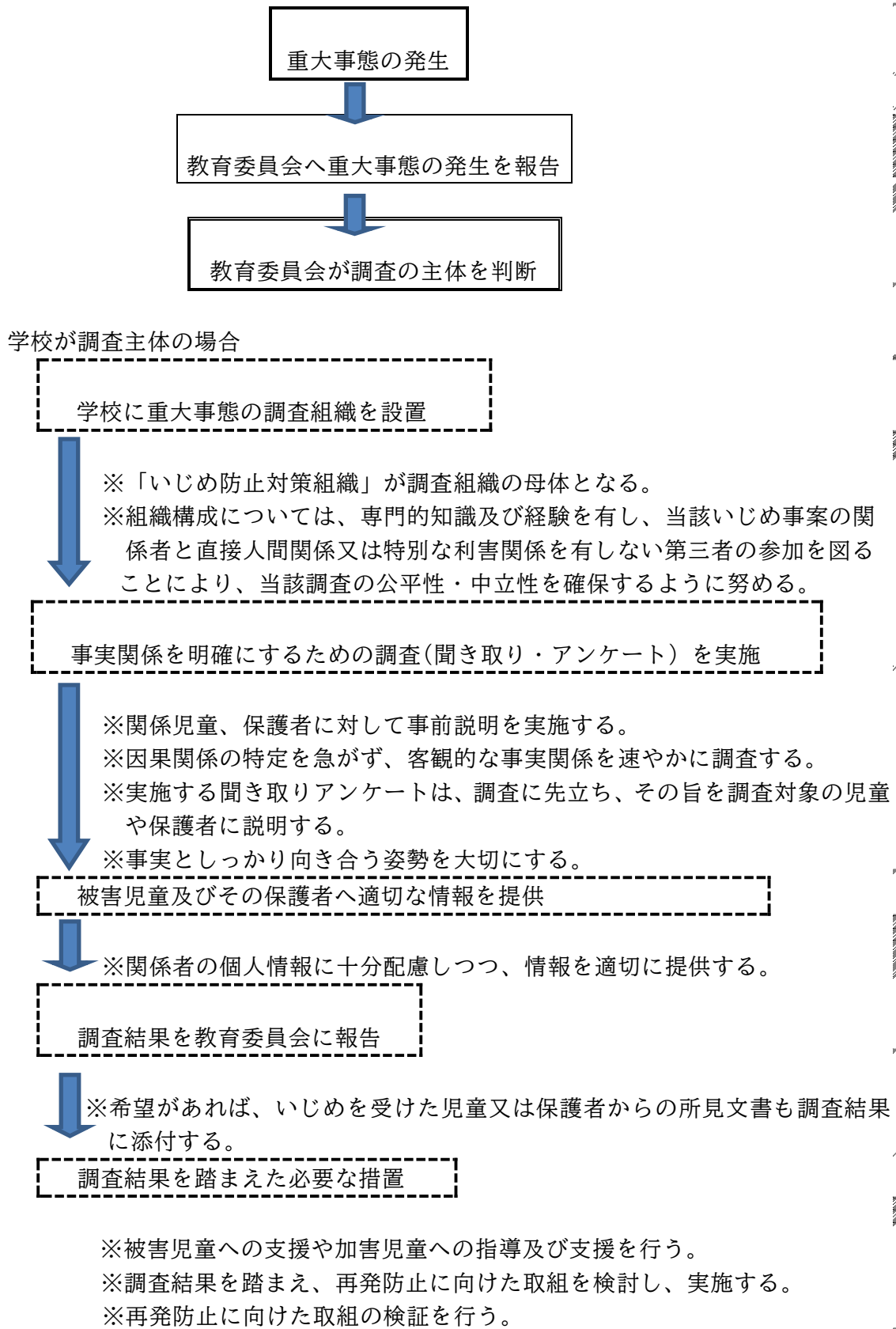
(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、半田小学校ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中のいじめ防止に向けて事前・事後指導を行う。

(4) いじめ防止対策の更なる強化として、子ども視点に立った相談体制の充実、教育・福祉・警察等との連携強化、重大事態対応における第三者性の確保を推進する。

【重大事態対応フロー図】



<年 間 計 画>

月		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域と の連携
4	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ へ	○「学校いじめ防止基本 方針」の内容の確認 ○子ども支援会議	○教育相談室やSCにつ いて児童、保護者への 周知 ○学級開き、学年開き ○通学団会	○いじめ相談窓口など の児童、保護者への 周知 ○身体測定	○PTA総会、懇 談会での「学校 いじめ防止基本 方針」の説明 ○授業参観 ○学校運営協議会
5		○子ども支援会議			○地域巡回 ○学校公開日
6		○子ども支援会議		○学校や家での生活に ついてのアンケート ○教育相談週間	○学区教育会
7					○個人懇談会 ○出前講座 ○野外活動（5年）
8		○中間評価→検証			
9		○子ども支援会議	○通学団会 ○保健（心と体の成長） （5年）	○身体測定	○学校公開日
10		○子ども支援会議	○運動会 ○修学旅行 ○福祉実践教室（5年）		○運動会準備
11		○子ども支援会議	○赤い羽根募金活動 ○命の授業（5年） ○自殺予防教育	○学校や家での生活に ついてのアンケート ○教育相談週間 ○学校保健委員会	○学校運営協議会
12			○人権週間（講話）		○個人懇談会
1		○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証 ○子ども支援会議		○身体測定	○保護者への学校 評価アンケート ○学校公開日 ○学区教育会
2		○自己評価 ○子ども支援会議			○愛校作業（6年） ○学校運営協議会
3		○子ども支援会議 （まとめ）	○6年生を送る会		
通 年		○校内のいじめに関する 情報の収集 ○指導部会の情報共有 ○対応策の検討	○ペア活動 ○集会における講話 ○道徳・情報モラル教育 ○「やってみよう」と思 わせる授業の充実	○ケース会議 ○健康観察の実施 ○SCによるカウンセ リング	○あいさつ運動 （月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。